

社会教育主事となる資格及び社会教育士(養成課程)の称号取得に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は追手門学院大学学則(以下「学則」という。)及び社会教育法(昭和24年法律第207号)に基づき、社会教育主事となる資格及び社会教育士(養成課程)の称号の取得に関する必要な事項を定める。

(履修登録)

第2条 社会教育主事となる資格及び社会教育士(養成課程)の称号を得ようとする者は、定められた要領で資格希望登録並びに履修登録を行わなければならない。

2 資格課程に係るオリエンテーション及び各種説明会へ必ず参加し、教員より履修指導を受けなければならない。

(科目及び単位並びに履修方法)

第3条 社会教育主事となる資格及び社会教育士(養成課程)の称号を得ようとする者は、次項に定める履修方法に従って、所定の科目の単位を修得しなければならない。

2 前項の科目は、次のとおりとする。

法定科目名及び最低修得単位数		本学開講科目名及び単位数		配当年次	履修方法
生涯学習概論	4	社会教育概論1	2	1	必修
		社会教育概論2	2	1	必修
生涯学習支援論	4	生涯学習支援論1	2	1	必修
		生涯学習支援論2	2	1	必修
社会教育経営論	4	社会教育経営論1	2	1	必修
		社会教育経営論2	2	1	必修
社会教育特講	8	社会福祉学	2	1	4科目以上 8単位以上 選択必修
		環境経済学1	2	2	
		環境経済学2	2	2	
		都市・地域安全論	2	2	
		地域メディア論	2	2	
		災害復興論	2	2	
		社会問題論	2	2	
		人権問題論	2	2	
		犯罪社会学	2	3	
		特別支援教育論	2	2	
		職業指導論	2	2	
		博物館概論	2	1	
博物館教育論	2	1			
博物館情報・メディア論	2	1			
社会教育実習	4	社会教育実習	2	3	必修
社会教育課題研究	4	社会教育課題研究	2	1	必修

3 社会教育実習の履修については次条の通りとする。

(社会教育実習)

第4条 社会教育実習の履修要件は、次のとおりとする。

(1)社会教育実習を履修するためには、前年度までに社会教育概論1、社会教育概論2、生涯学習支援論1、生涯学習支援論2、社会教育経営論1、社会教育経営論2、の6科目12単位を修得しなければならない。

加えて社会教育実習を履修する前年度までに社会教育課題研究を修得していない場合は、社会教育実習を履修する年度に社会教育課題研究を履修することが望ましい。

(2)社会教育実習は、指定された期間に、原則本学の指定する実習先において実施する。

(3)社会教育実習を履修するには、実習前年度に実施するオリエンテーションに参加し、前年度中に所定の手続きを経なければならない。

(4)社会教育実習を履修する者は、所定の期日までに指定された要領で実習費を納入しなければならない。

なお、一旦納入した費用は原則返還しない。

(5)社会教育実習終了後、すみやかに実習記録簿など求められた資料を大学へ提出すること。

(証明書等交付)

第5条 本規程第3条第2項に定める科目を修得した者には、願い出により、単位修得証明書を交付する。

2 本規程第3条第2項に定める科目を所定の履修方法に従い必要な単位を全て修得し本学を卒業した者には、願い出により、社会教育主事課程修了証明書を交付する。